

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年8月25日 00時10分ごろ
発生場所	境港第2区 境港第2防波堤北灯台から真方位225°1,120m付近 (概位 北緯35°32.5′ 東経133°16.0′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>ビグ</sup> BIGVIIは、南西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年11月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート BIGVII、3.7トン
船舶番号、船舶所有者等	242-17351鳥取、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	ドライブユニットが損傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、潮高 約32cm(境)
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣りを終えて鳥取県境港市中野町の係留地に帰航する目的で、約6.5ノットの対地速力で‘境港第2区の境港第2防波堤’（以下「本件防波堤」という。）西方沖を南西進中、浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自然離礁して本件防波堤に漂着した後、救助に来た巡視艇にえい航されて帰航した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、GPSプロッターに残っている航跡付近を航行すれば乗り揚げることはないと思い、同航跡の本件防波堤寄りを南西進した。</p> <p>船長は、防波堤付近には捨て石等があり浅くなっていることを認識していたが、本事故当時、夜間でもあり防波堤が見えなかったため、本件防波堤に寄り過ぎて航行し、浅瀬に乗り揚げたと、本事故後に思った。</p> <p>海図W1178によれば、本件防波堤から西方約40m～50mまでの間は6.8m未満の水深が表示されていなかった。</p>
分析	<p>本船は、本件防波堤が視認できない状態で、本件防波堤西方沖を南西進中、船長が、GPSプロッターに残っている航跡付近を航行すれば乗り揚げることはないと思い、同航跡の本件防波堤寄りを航行したことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、本件防波堤が視認できない状態で、本件防波堤西方沖を南西進中、船長が、GPSプロッターに残っている航</p>

	跡付近を航行すれば乗り揚げることはないと思ひ、同航跡の本件防波堤寄りを航行したため、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、防波堤付近を航行する際、防波堤付近の水深が捨て石等で浅くなっていることがあるので、防波堤から十分距離を取って航行すること。</li></ul>